

「麻痺が慢性化しており、改造車等（左アクセル車、手動式等）であれば運転できる見込みがある場合」等である。

4 その他特記すべき事項

- 施行した検査等、参考となる事項を記載する。
- 2において、「認知症」と診断した場合、施行した認知機能検査（HDS-R、MMSE 等）や臨床検査結果（CT、MRI 等）の結果を記載する。（総合所見欄への記載も可）

専門医・主治医として以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

- 「専門医」とは、公安委員会の指定する専門医との意であり、通常の診断書では「主治医」のみを○で囲む。

作成される医師の方へのお願い

- ・ 最終的な運転の可否判断は公安委員会が行いますので、医学的観点から診断し記載してください。
- ・ 診断書様式は、愛媛県警察ホームページ上「運転免許に関する各種ご案内」にも掲載していますので、そちらを使用し、パソコンで作成していただいても大丈夫です。
- ・ 診断書のことでご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。
愛媛県警察本部 運転免許課 安全運転支援係（適性検査担当）
Tel：089-934-0110（県警代表番号）